破産手続廃止

平成２０年（フ）第６７３号
群馬県前橋市下沖町333番地の２
破産者　株式会社緑水園
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７１号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番11号
破産者　有限会社嬉し乃
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１６６７号
千葉県市川市南行徳１丁目４－８、開始決定時の住所東京都文京区関口１丁目23－６－621
破産者　多田　一郎
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９８３号
千葉県千葉市中央区南町３丁目16－２－101、開始決定時の住所千葉県千葉市稲毛区轟町５丁目７－20
破産者　小林あい子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２９６号
東京都中央区日本橋浜町２丁目60番３号
破産者　アキ・モード株式会社
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２９７号
神奈川県鎌倉市佐助２丁目20－３
破産者　中村　敬一
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３９号
東京都大田区東糀谷２丁目14－12－502、開始決定時の住所東京都大田区西糀谷２丁目１－12
破産者　池田　正広
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２９７号
東京都新宿区大久保１丁目３－13
破産者　加藤　洋一
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３７７号
東京都あきる野市牛沼528－15　第２メゾン麗203
破産者　中村　盟子（旧姓仁平）
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５０３号
滋賀県東近江市幸町１－39、開始決定時の住所東京都墨田区東向島４丁目41－１－302
破産者　牧内　喜生
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６８２号
埼玉県川口市東領家１丁目12－９－301、開始決定時の住所東京都板橋区高島平４丁目18－１
破産者　羽太　鈴子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８８５号
東京都練馬区東大泉６丁目11－10　第２タイエイハイツ221
破産者　關口　晴子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９７０号
東京都墨田区文花２丁目２－14－302
破産者　山下　浩司
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１９６号
東京都文京区向ケ丘２丁目９－６－301、住民票上の住所埼玉県戸田市大字新曽713－９
破産者　小谷　　茂
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２４２号
山梨県甲府市上石田４丁目17－18－Ⅱ－302
破産者　兵藤　明伸
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２７９号
埼玉県春日部市新宿新田324－２－202
破産者　佐久間真巳
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１８号
東京都台東区日本堤１丁目17－７－218
破産者　長松　光男
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５３号
群馬県吾妻郡草津町前口108－13、住民票上の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前149
破産者　山口　史敏
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５６号
茨城県坂東市莚打408
破産者　保土田幸子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５５１号
東京都墨田区立花２丁目24－６
破産者　根本　志利
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５５９号
東京都渋谷区笹塚３丁目４－２－108
破産者　神山　理美
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部